愛媛県子育て世帯生活応援給付金対象者フローチャート

児童を養育している住民税均等割のみ課税世帯分

＜スタート＞

令和5年6月1日時点で、愛媛県内に住民登録をされていますか？

- いいえ → DV等の事情により住民票を愛媛県外に置いたまま愛媛県内で生活していますか？
  - はい → 給付金の対象となる可能性があります。コールセンター（089-993-5901）にお問い合わせください。※受付時間：平日9:00 ～17:00
  - いいえ → 給付金対象外
- はい ↓

平成17年4月2日～令和6年3月31日に生まれた子どもが世帯にいますか？

- いいえ → 平成15年4月2日～平成17年4月1日に生まれた障がいのある子どもが世帯にいますか？
  - いいえ → 給付金対象外
  - はい → 世帯全員の住民税は、非課税ですか？
- はい ↓

世帯全員の住民税は、非課税ですか？

- はい → 給付金対象外
- いいえ ↓

【参考】愛媛県ホームページ「住民税について」

世帯の中に住民税の所得割が課税されている人がいますか？

- はい → 給付金対象外
- いいえ ↓

6月以降に市町村から給付金等（3万円以上）を受給しましたか？

- はい → 給付金対象外
- いいえ ↓

【参考】愛媛県ホームページ「併給できない給付金について」

給付金対象

児童を養育している住民税均等割のみ課税世帯分の給付金申請をしてください。

愛媛県給付金ホームページ

- ※ 郵便またはWEBで申請できます。
- ※ 令和5年12月31日までに生まれた子どもがいる世帯は、令和6年2月16日（金）までに申請が必要です。
- ※ 令和6年1月1日から3月31日に生まれた子どもは、別途、県の給付金ホームページでお知らせします。